

秋田市総合教育会議
会 議 録

令和6年度

令和6年度秋田市総合教育会議会議録

- | | | | |
|---|------|---|--|
| 1 | 日 時 | 令和6年11月8日(金)
午後2時～午後3時 | |
| 2 | 場 所 | 市役所正庁 | |
| 3 | 出席委員 | 市長
教育長
教育委員
教育委員
教育委員
教育委員 | 穂 積 志
佐 藤 孝 哉
中 野 薫
千 葉 圭 子
石 田 英 憲
加 藤 寿 一 |
| 4 | 出席職員 | 企画財政部長
企画財政部次長
(事務局)
企画調整課長
企画調整課長補佐
企画調整課副参事
企画調整課主査
企画調整課主事

(教育委員会)
教育次長
教育次長
総務課長
総務課長補佐
総務課副参事
総務課主席主査
総務課主査
学校教育課長
学校教育課長補佐 | 齋 藤 一 洋
栗 林 律 人

小杉山 英 克
成 田 豊
佐 藤 寛 也
上 村 憲 生
佐々木 洸 太

柳 田 義 人
長谷山 庫 之
小 林 丞
沓 澤 勇
石 田 正 人
鎌 田 恵 司
沼 田 孝 行
鈴 木 公 平
佐 藤 貴 之 |

5 協議題

【協議事項】

令和7年度における重点的な取組課題について

6 議 事

午後2時 開会

【市長あいさつ】

市長 本日は、お忙しい中、秋田市総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。

教育委員の皆様には、日頃から本市教育行政の様々な点でご協力、ご指導いただいていることに、厚く御礼を申し上げます。

特に、今年度は13校の小学校で150周年を迎える一方で、残念ながら閉校を迎える学校があり、今後も児童生徒数の減少を踏まえ、小・中学校の統廃合を検討しなければならない状況であります。

本市の児童生徒数は、この10年間で約3,500人減少している一方で、不登校児童生徒は増加傾向にあるため、引き続き「子ども達の教育を受ける権利のあり方」を皆様にご審議いただきたいと思います。

また、昨年から引き続き、「部活動の地域移行」につきましても、今後のあり方等を議論させていただきます。皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

【協議事項】

市長 議長として、会議の進行を務めさせていただきます。

本日は、要綱第3条第2号に基づく「予算の編成に関し、教育委員会と調整を図ることが必要と認められる事項」として、来年度予算編成に向け、「令和7年度における重点

的な取組課題について」を協議題とする。

○令和7年度における重点的な取組課題について

市長 事務局から資料の説明をお願いします。

企画調整課長 (資料1に基づき説明)

(不登校児童生徒への支援について)

市長 はじめに、「不登校児童生徒への支援について」協議したい。

国の調査では、昨年度の不登校児童生徒は全国で34万人を超え、過去最高となったとのことであった。

本市における不登校児童生徒の状況はどうか。また、不登校児童生徒への支援は、どのようになっているのか。

学校教育課長 (資料2に基づき説明)

千葉委員 不登校児童生徒の状況として、小・中学校ともに「無気力」や「不安」のほか、「生活リズムの不調」、「学業の不振」、「友人関係をめぐる問題」など、様々な要因が見られる。また、発達障がいが必要で不登校となっている児童生徒も一定数おり、子ども一人ひとりの状況に応じた対応を図る必要がある。

秋田市において、不登校児童生徒数は大幅に増加している。加えて、引きこもり傾向や校内外の関係機関等との連携が図られていない子どもも増えてきており、不登校児童生徒への支援の充実は喫緊の課題であると捉えている。

加藤委員 11月1日付けの秋田魁新報の一面に載った記事によると、県内の不登校児童生徒は1,947人で過去最多となり、2013年からの10年間で約3倍になった。また、

本市においては、令和元年度の不登校児童生徒数は372人であったが、令和5年度は783人に増加している。児童生徒の教育を受ける機会や環境を充実させていくことが重要であると考えます。

本市は、不登校児童生徒のために様々な支援を行っており、特に「すくうる・みらい」での支援は非常に重要であると考えます。

「すくうる・みらい」に通う児童生徒は年々増加している。昨年度からは、オンラインによる学習支援や教育相談を行う体制を整えており、通級が難しい子どもたちが自宅から「すくうる・みらい」の支援を受けたり、在籍校の担任と「すくうる・みらい」の指導相談員が通級生の様子を情報共有するなど、支援の充実が図られている。

学校復帰のみがゴールではないが、「すくうる・みらい」で集団生活への自信を付け、在籍校に復帰する子どもも一定数いる。今後も引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行われるよう、支援体制の充実に努めてほしい。

また、「すくうる・みらい」の案内に「活動や体験・出会いを通して心の居場所をつくります。」と記載されているとおり、不登校児童生徒に対して「心の居場所」をつくることは重要であるため、当該活動がさらに充実したものとなるよう検討してほしい。

中野委員

加藤委員の発言のとおり、ここ数年の不登校児童生徒数の増加を踏まえると、「すくうる・みらい」にも通うことが難しい子どもが多数いると想定されるため、学習する場や家族以外の人と関わるができるような機会の確保が大切となる。各校で行っているICTを活用した学習支援や教育相談は有効な取組であり、今後も推進していくことが重要であると考えます。

また、平成6年度から行われている大学生を自宅に派遣する「フレッシュフレンド」は、安心できる自宅で家族以外の人と関われる機会であり、引きこもりがちの子どもの悩みを受け止めることができる取組であるため、今後とも継続していくことが望まれる。

近年は、多様な学びの場や心の居場所として、民間のフリースクールに通う児童生徒も一定数おり、そうした関係機関とより一層連携を深めていくことが必要である。

石田委員

今年度、学校訪問をした際、学校には登校しているが、教室には入れない児童生徒も増えてきているとの話があった。この児童生徒は不登校児童生徒数には計上されていないが、不登校傾向の児童生徒として把握されている。令和5年度の学校には登校しているが、教室には入れない児童生徒数は、小学生39名、中学生146名であり、年々増加傾向となっている。

また、各校では、教室に入りづらい子どもの居場所として、別室等に校内教育支援センターを整備しているが、保健室や校長室などで過ごしている子どもがいる小学校もあるなど、令和6年度の校内教育支援センターの設置状況は、中学校は20校で100%であるが、小学校は24校で59%となっている。子どもたちが落ち着いた空間で学習や生活ができるよう、校内教育支援センターでの支援の充実を図る必要があるのではないかと考える。

千葉委員

校内教育支援センターは、学校には行けるが学級には入りづらい子どもが、学校内で安心して過ごせる居場所を確保することで不登校を未然に防止する役割や、不登校から登校へのハードルを下げ、学校に通いやすくする役割など、様々な効果が期待され、実際に不登校児童生徒が校内教育支援センターを活用して教室に復帰したという事例もある。

校内に居場所があるということは、子どもと保護者に対して、学校や学級とつながっているという安心感を与えることができ、校内に設置することにより、学級にいる友人が遊びに来ることも可能なため、引き続き校内で交流を図ることができるメリットもある。

石田委員から保健室登校の話があったが、保健室は具合が悪くなった他の児童生徒が来た際、別室に移動しなければならない可能性があるが、校内教育支援センターはその心配がなく、学級への復帰を目指す児童生徒にとって、安心して自身の居場所を確保することができる場所であるため、各校での設置や支援の充実をさらに進めていくことが求められる。

市長 小学校の校内教育支援センターの設置状況は24校で59%であるとのことであったが、さらなる設置に向けて障壁等はあるのか。

教育長 小学校の場合、中学校と比較して、教員配置の定数基準が非常に厳しい現状にある。

校内教育支援センターの設置が可能な空き教室があったとしても、小学校によっては、配置可能な教員がないという課題がある。

市長 本市において、学校には登校しているが教室には入れない児童生徒数の割合はどのようになっているか。また、学校によって人数の違いはあるのか。

教育長 年度や学校の規模によって異なるが、小学校は1校あたり2～3人、中学校は1校あたり4～5人であると学校訪問などで確認している。

中野委員

現在、中学校の校内教育支援センターには、教育相談担当の教員のほか、教科担任など複数の教員が空き時間に入れ替わりで支援を行っているが、各教員もそれぞれ授業を担当しているため、1日を通して同じ教員が支援をできていない状況である。

小学校では、空いている教員が不足しているため、支援にあたる教員の確保が困難な状況にある。支援を行う場所があったとしても、教員がいないため、放課後の教員の空き時間に支援を行っている現状である。

校内教育支援センターの役割は、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・支援を行うことであるため、専属で指導や支援を行う人員を配置することが必要である。

子どもたちにとって、居場所の確保につながるとともに、校内教育支援センターに専属の支援員が配置されることは、安心して学習や相談支援を受けることが可能となるため、そうした体制を整えることは、保護者にとっても大きな安心感につながるものとする。

市長

支援が必要な児童生徒に対して、校内教育支援センター等を活用して学級に復帰することも目指しているが、実際に復帰した児童生徒数や割合はどの程度か。

教育長

数字で即答はできないが、実際に学級へ復帰した児童生徒は一定数いる。校内教育支援センターにおいて学級にいる友人と交流することで人間関係・社会性の形成につながっているなど、校内教育支援センターの子どもの居場所としての意義は大きく、支援体制を充実させていくことは重要なことと考えている。

加藤委員

支援を必要とする児童生徒が年々増加している中で、教員の負担も増大していることが懸念される。負担が教員だ

けに偏らないように、不登校児童生徒への支援に関する様々な取組が子どもや保護者に周知されることも大切である。昨年度は、「すくうる・みらい」や「フレッシュフレンド」、県が運営する教育支援センター「スペース・イオ」など、関係機関の情報を一覧にしたリーフレットを作成し、小・中学校すべての保護者に配布している。

子どもや保護者のそれぞれの状況に合った適切な支援につながるができるよう、ホームページやSNSの活用を含め、今後も様々な取組を広く周知していく必要がある。

市長 本市の校内教育支援センターにおける人員の確保や、適切な人材について、教育長に伺いたい。

教育長 人材については、教員免許保有者、教員OBが望ましいと考える。子どもの居場所とはスペースがあるだけでなく、支援が必要な児童生徒にとって、いつも安心して迎えてくれる人がいることが重要である。

国では、来年度の概算要求の中で校内教育支援センターの支援員配置経費を計上しているため、国の財源の有効活用も検討していきたい。

市長 不登校対策については、国からの財源の活用も図りながら、さらなる支援の充実に努めていく必要がある。

以上で、「不登校児童生徒への支援について」、協議を終了する。

(部活動の地域移行について)

市長 次に「部活動の地域移行について」協議したい。

国では、令和5年度から7年度までを改革推進期間として部活動の地域移行を進めることとしており、本市においても、今年度から休日の運動部活動の段階的な地域移行が

始まっている。

本市における部活動の地域移行の現状や進捗状況は、どのようなになっているのか。

学校教育課長

(資料3に基づき説明)

石田委員

合同地域スポーツ活動に参加した生徒からは、「他校の生徒と一緒に運動できて刺激になる」、「部活動と違い、複数の指導者から教えてもらえて、新鮮な気持ちで活動できた」など、好意的な感想が多く聞かれるとのことであった。

各種目とも、大きなトラブルもなく順調にスタートしており、今後も円滑な運営に努めていくことが望まれる。

千葉委員

卓球など、種目によっては、想定した指導者数を確保できず、活動場所を減らさざるを得ない状況も発生しているため、指導者確保が部活動の地域移行の大きな課題となっている。

大学生の中には、部活動で指導者と出会ったことがきっかけで教員になることを志望する人材が多くいることを耳にしている。

来年度以降の種目の拡大も見据え、各団体等との情報共有や連携を一層図り、人材をリスト化して情報を集約するなど、指導者確保に努めてほしい。

中野委員

生徒や保護者からは、新たに始まった合同地域スポーツ活動がどのような活動なのかイメージが持てず、参加を決めかねているとの声も聞かれる。

教育委員会では、昨年12月に中学生全員に対して、リーフレットを発行し、さらに今年の5月からは、「地域移行だより」を毎月発行している。また、合同地域スポー

ツ活動のQ&Aを教育委員会のホームページに掲載するなど周知を図っており、今後も引き続き、丁寧な情報提供に努めてほしい。

石田委員

今年度より、合同地域スポーツ活動がスタートしたが、部活動に参加している生徒でも、同じ種目の合同地域スポーツ活動に参加しない生徒も多くいる。また、種目によっても参加率は異なる状況である。

レクリエーション志向や競技志向など、生徒のニーズは多種多様であることから、合同地域スポーツ活動だけでなく、スポーツ少年団や民間のスポーツクラブなど、活動の場を選択できる環境を整えていくことが望まれる。

加藤委員

本市では、今年度から合同地域スポーツ活動を開始したところであるが、他県では、これまでのような学校での部活動の種目にとらわれずに、新しい方法で地域移行を進めている事例も見られる。

一例として挙げるが、青森県のむつ市では、「むつ☆かつ」と題して、積極的な取組を行っている。具体的には、放課後の部活動とは別に、文化系から10クラブ、スポーツ系から7クラブ選べるようにしている。

参加費については、1クラブあたり月額1,000円としており、活動日は平日3日程度と、休日は土曜日か日曜日のいずれかとしている。また、学校から活動場所までの移動手段として無料の送迎バスを運行するなど、むつ市が手厚くバックアップし、好評を得ているとのことである。

少子化が進行していく中においても、子どもたちが多様なスポーツや文化芸術に触れることができる環境を整えていくことは、地域社会全体で取り組んでいくべき課題と捉えており、本市においても教育委員会のもとより全庁的な体制で取り組み、地域移行を進めていく必要があると思う。

将来、本市を背負っていく子どもたちに対する様々な受け皿の整備をお願いしたい。

市長

委員の発言のとおり、レクリエーション志向の生徒や競技志向の生徒など、ニーズは多種多様であり、子どもたちのニーズに応じた活動の場の整備や指導者の配置が必要となる。子どもたちに対して、様々な選択肢を提示できるようにする必要があるが、そこまでに至っていないのが現状である。このことについて、教育長はどのように考えているか。

教育長

少子化、部活動の加入率の低下といった状況の中で、以前と比較すると子どもたちのニーズは変化しており、現在の学校の部活動が子どもたちのニーズに対応しきれていない現状があると考えます。

現在、スポーツ庁と文化庁は、中学生年代のスポーツ、文化環境について、学校の部活動だけではなく、社会全体でバックアップする体制を整えなければならないとしており、加藤委員の発言のとおり、子どもたちが、多様なスポーツや文化芸術に触れることができる環境づくりに地域社会全体で取り組んでいかなければならないと考えます。

本市では今年度より、教育委員会が主体となって、合同地域スポーツ活動を開始したところであるが、市長の発言にもあったとおり、この取組だけでは、子どもたちの多様なニーズに対応できていないのが現状である。

現在、秋田市中学校部活動の地域移行に向けた協議会の中では、民間のスポーツクラブやスポーツ少年団の受け入れ体制をどのように構築していくかについても議論を進めており、庁内含め、各関係機関とより一層連携を図ってまいります。

また、文化活動については、文化団体連盟より、休日に

子どもたちを受け入れていきたいとの話があり、各校へ受入可能な団体のリストを送付するなど周知を図っている。これは、それぞれの文化団体にとっても人材の確保につながるため、今後の取組に期待したい。

市長

子どもたちにとって、スポーツや文化芸術活動は、技術や体力の向上を図るだけではなく、人間関係を築いたり、豊かな人間性を育成したりする大切な場でもある。

本市の子どもたちのために、より一層、関係団体や他部局との連携を図り、地域の協力も得ながら地域移行を推進していく必要がある。

皆様からいただいた意見を参考にしながら、来年度事業の実施に向けて協議を進めていきたい。

以上で会議を終了とする。

午後 3 時 閉会

以 上